



2022年2月16日

関係各位

株式会社ドーム

従業員向けにワクチン特別休暇の日数を追加で付与、小学校休業等対応特別休暇を導入

株式会社ドーム（本社：東京都江東区、代表取締役 CEO：安田秀一）は、新型コロナウイルス感染症のワクチン3回目接種が始まったことを受け、全社員を対象にかねてから導入していた「新型コロナのワクチン接種にかかる特別休暇」の日数を追加で付与することを決定いたしました。

当社は新型コロナの一刻も早い収束の実現に向け、ワクチン接種を希望する社員が週末など混雑する時間帯を避けて安心して接種できるよう、また副反応発生時の対応策として、昨年6月に「新型コロナのワクチン接種にかかる特別休暇」を導入しました。今回の追加では、従来の「最大4日間」に加え、今年4月以降に「最大2日間」を取得することができます。

また、小学校等の休園・休校などにより、子どもの世話を保護者として行うことが必要となった社員が活用できる有給の休暇制度を導入することも、併せて決定いたしました。

【新型コロナのワクチン接種にかかる特別休暇の概要】

1. 運用期間
 - ① 最大4日間：2021年6月21日（月）から22年3月31日（木）まで
 - ② 最大2日間：2022年4月1日（金）から22年9月30日（金）まで
2. 適用対象者
全社員（アルバイトも含む）
3. 休暇の取扱い
有給休暇 ※1日単位での取得
4. 適用範囲
＜ワクチン接種当日＞ワクチン接種のための特別休暇の取得を可能とする
＜ワクチン接種翌日＞副反応による体調不良が生じた場合、特別休暇の取得を可能とする

【小学校休業等対応特別休暇の概要】

1. 運用期間
本日から2022年3月31日（木）までの間

DOME CORPORATION www.domecorp.com

1-3-33 Ariake, Koto-Ku, Tokyo, Japan, 135-0063 Tel: 0120-106-786 Fax: 0120-106-548



*助成金の支給期間として国で定められている期間であり、国の方針次第で延長の可能性あり

2. 対象者

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった社員

<対象となる子ども>

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ② 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

<対象となる保護者>

- ・ 親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者
- ・ 子どもの世話を一時的に補助する親族

3. 休暇の範囲

① に該当する子どもに関する休暇の対象

- ・ 学校：授業日 ※日曜日や春休みなどは対象外
- ・ その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日

② に該当する子どもに関する休暇の対象

- ・ 授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

4. 支給額

年次有給休暇を取得した場合に支払われる賃金相当額の 100%を支給する

以上